

愛別町クーリングシェルターの指定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条の規定に基づく熱中症特別警戒情報の発表期間中に開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に必要な事項を定め、熱中症による健康被害の発生を防止することを目的とする。

(指定要件)

第2条 クーリングシェルターの指定は、次の各号に掲げる要件を全て満たす施設とする。

- (1) 施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備があること。
- (2) 熱中症特別警戒情報の発表期間中、あらかじめ公表する開放可能日及び時間帯において、町民その他の者（以下「町民等」という。）に開放することができること。
- (3) 町民等の滞在のために必要かつ適切な空間が確保されていること。
- (4) 町と施設の管理者（以下「施設管理者」という。）の間において、別に定める指定及び運用に関する協定を締結し、施設管理者がその内容を履行できること。

(指定の申込)

第3条 クーリングシェルターの指定を受けようとする施設管理者は、愛別町クーリングシェルター指定申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、町長に提出するものとする。

(運用期間)

第4条 クーリングシェルターの運用期間は、国の熱中症警戒情報の運用期間とする。

- 2 施設の開放可能日及び時間帯は、施設の状況に応じ、前条の規定により提出された申込書に記載されたとおりとする。

(公表)

第5条 前条の申込により、クーリングシェルターの指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）について、その概要を町ホームページ等で公表するものとする。

(指定施設の協力事項)

第6条 指定施設は、町の要請に応じ可能な範囲で次の各号に掲げる事項について協力を行うものとする。

- (1) 気温に応じて適当な冷房機器を稼働すること。
- (2) 施設の入口にポスター等を設置し、クーリングシェルターであることを

周知すること。

(3) 受入れ可能人数に応じて、休憩できる椅子・ソファ等を配置すること。

(4) その他町長が必要と認めること。

(指定の期間等)

第7条 クーリングシェルトアの指定の期間は、指定の日から指定の属する年度の3月31日までとし、指定施設の施設管理者から事前の申出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

(指定の解除)

第8条 町長は次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、クーリングシェルトアの指定を解除することができる。

(1) 指定施設が第2条の指定の要件を満たさなくなった場合

(2) 指定施設の施設管理者から指定の解除の申出があった場合

(3) その他町長が指定施設についてクーリングシェルトアとしてふさわしくないとした場合

(損害賠償)

第9条 指定施設の施設管理者において、町民等が施設に損害を与えた場合及び指定施設の設備の不備その他施設管理者の故意又は過失により避難者に損害を与えた場合であっても、町は損害賠償の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。